東北大学ユニバーシティ・ハウス、国際交流会館

外国人留学生入居者募集要項

（２０２５年１０月期）

東北大学ユニバーシティ・ハウス及び国際交流会館（以下、学生寄宿舎という。）では、

２０２５年１０月期の外国人留学生入居者募集を下記により行います。

記

〇対象施設及び所在地

ユニバーシティ・ハウス青葉山　 980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉468-1

ユニバーシティ・ハウス三条　　　　981-0935 仙台市青葉区三条町19-1

ユニバーシティ・ハウス三条Ⅱ 981-0935 仙台市青葉区三条町19-1

ユニバーシティ・ハウス三条Ⅲ 981-0935 仙台市青葉区三条町19-1

ユニバーシティ・ハウス長町　　　 982-0011 仙台市太白区長町8-6-10

国際交流会館三条第一会館　　　　981-0935 仙台市青葉区三条町19-1

国際交流会館三条第二会館　　　　981-0935 仙台市青葉区三条町10-15

国際交流会館東仙台会館　　　　 983-0833 仙台市宮城野区東仙台6-14-15

【ホームページ】https://sup.bureau.tohoku.ac.jp/pre-arrival/find-a-place/

（A）外国人留学生入居者募集

１．募集居室数

　　募集居室数は、今後の入退居状況により変更となります。

〇ユニバーシティ・ハウス青葉山（ＵＨ青葉山）

単身男子室（１１～１２㎡） ９７室

単身女子室（１１～１２㎡） ８５室

〇ユニバーシティ・ハウス三条（ＵＨ三条）

Ａタイプ（男子室）（１０㎡） ２６室　※Ａタイプはシャワー・トイレが共用

Ａタイプ（女子室）（１０㎡） ２８室

Ｂタイプ（男子室）（１３㎡） ２３室 ※Ｂタイプは居室にシャワー・トイレ有

Ｂタイプ（女子室）（１３㎡） １８室

※Ａタイプは主として学部学生用、Ｂタイプは主として大学院生用となります。

〇ユニバーシティ・ハウス三条Ⅱ（ＵＨ三条Ⅱ）

単身男子室（１２㎡） ３９室

単身女子室（１２㎡） ５２室

〇ユニバーシティ・ハウス三条Ⅲ（ＵＨ三条Ⅲ）

単身男子室（１５㎡）　　　　　　 　 ３４室

単身女子室（１５㎡）　　　　　 　　 ２３室

〇ユニバーシティ・ハウス長町（ＵＨ長町）

単身男子室（１５㎡） ３室

単身女子室（１５㎡） ４室

〇国際交流会館三条第一会館

家族室（４８㎡） １２室

　　　 夫婦室（４６㎡） 　７室

単身男子室（１８㎡） ４５室

単身女子室（１８㎡） ４３室

〇国際交流会館三条第二会館

家族室（４７㎡） ０室

夫婦室（３２㎡） ７室

単身男子室（１６㎡） ３６室

単身女子室（１６㎡） １４室

〇国際交流会館東仙台会館（本館）

単身男子室（９㎡） ７室

単身女子室（９㎡） ９室

〇国際交流会館東仙台会館（別館）

夫婦室（３６㎡） ５室

単身男子室（１８㎡） ４室

単身女子室（１８㎡） １室

２．入居資格

　　 ２０２５年１０月現在、本学に在学する（在学見込みの者を含む）外国人留学生

（学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生）

1. 在学生（過去に学生寄宿舎に入居経験がある者を含む）も、学生寄宿舎への入居申請ができます。また、現在本学の学生寄宿舎に入居中の者で、２０２５年９月に入居期間満了となる場合も、再度申請ができます。ただし、選考においては新入生が優先されます。

再度宿舎を申請する場合は、不許可となる可能性も考えてください。不許可となった場合は、短期間でアパートを探し契約しなければなりません。本学での在学期間がまだ１年以上ある場合は、再申請でなくアパートへの転居をお願いします。

1. （重要）家族室・夫婦室への申請について

* 夫婦室は、毎年延長申請可能としていましたが、前回から入居６か月以内の方のみ延長申請可能としました。それ以外の方で、引き続き入居を希望する方は、新規で申請してください。選考においては、新入生が優先されますが、空きがあれば再度入居許可されます。
* 家族室も、入居６か月以内の方のみ延長申請可能です。家族室は居室数が少なく、入居希望者が多いため、再度申請しても不許可となる確率が大変高いです。残りの在学期間が１年以上ある方は、再申請せずアパートを探し、入居期限までに引っ越しをお願いします。

２０２５年１０月から、国際交流会館の家族室・夫婦室の一部において、改修工事を行います。 これにより、３３室の居室に入居できなくなります。改修後も、３３室は研究者用の居室となります。

1. 入居申請にあたっては、以下の点に留意の上、申請してください。
   1. 必ずしも、第一希望に入居許可されるとは限りません。居室数と希望者数の関係で

第二希望以下に許可されることが多いことをご了承ください。

毎年、入居宿舎が決まった後、宿舎を変更してほしいという訴えがありますが、入居を希望しない寮には初めから希望順位を入力しないようにしてください。

* 1. ＵＨ青葉山は、寄宿料、共益費の他に、寝具や生活用品レンタル等の全入居者対

象サービス料金５，７００円の支払が必要です。

新入生、在学生に係わらず、入居者は、各サービスのキャンセルはできません。

* 1. 各学生寄宿舎敷地内、建物内すべて全面禁煙です。喫煙習慣があり、日常生活で

喫煙を希望する場合は民間アパートに入居してください。

特に、ユニバーシティ・ハウスは共同生活となるため、喫煙習慣のある方は申込みできません。

* 1. 国際交流会館については、大学で修理修繕を実施しておりますが、特に三条第一

会館及び東仙台会館については、老朽化が著しいため、居室、シャワー、トイレの状態が良好ではありません。家具や壁に傷みがあります。選考の結果、申請者数等の理由により同会館へ入居許可された場合は、ご了承願います。

　３．入居期間

入居期間は、原則として以下（１）～（４）のいずれかとなります。

　　　　　ＵＨ青葉山のみ最大２年間、その他の学生寄宿舎は最大１年間の入居です。UH長町、東仙台会館については毎年延長申請ができますが、入居申請書は１年以内の期間で記入してください。

入居開始日は、「７．入居日等」を参照してください。

（１）2025年10月1日～2026年3月13日（金）

（２）2025年10月1日～2026年9月15日（火）

（３）2025年10月1日～2027年3月15日（月） ＵＨ青葉山のみ

（４）2025年10月1日～2027年9月15日（水） ＵＨ青葉山のみ

　※１　すべての学生寄宿舎において、入居期間の終期は、期限が決められて受け入れされ

る交換留学生を除き、３月１５日または９月１５日です。（３月１５日、９月１５日が土日の場合は、直前の平日となります。）

　退居後の居室について、ハウスクリーニングを実施し、次の入居者を迎えますので、

９月３０日又は３月３１日までの入居期間ではありません。卒業（修了）予定の外国人留学生でも、学位記授与式までの入居はできませんので、ご注意ください。

※２　退居月の寄宿料等について

許可された入居期間の、最終月の１５日までに退居する場合、当該月の寄宿料及び共益費は半額となります。例：入居期間が９月１５日までの者が、８月１５日までに退居しても８月分は半額にはなりません。入居許可書に記載された最終月のみ半額になります。短期留学の方は、入居期間の入力の際、ご注意ください。２月または８月に退居が決まっている場合、入居希望期間を２月末または８月末としてください。

４．寄宿料等

別紙の一覧表を参照してください。

５．入居申請

入居を希望する者は、｢東北大学ユニバーシティ・ハウス及び国際交流会館入居申請書｣

（様式１－１、１－２）に申請データを入力し、下記GoogleフォームまたはEメールにて送付してください。（指導教員等による代理申請も可能です。）

　　　〇提出期限：7月11日（金）

〇Googleフォームリンク：<https://forms.gle/oyp537zy1AUs4zgR9>

　　　〇Eメールアドレス：[sci-sien@grp.tohoku.ac.jp](mailto:sci-sien@grp.tohoku.ac.jp)（理学部・理学研究科教務課学生支援係）

６．入居許可

選考結果及び入居許可書を８月中旬頃に申請者に通知します。

７．入居日等

入居を許可された者は、入居許可された学生寄宿舎で入居手続きを完了の上、入居開始してください。入居開始日は、次のとおりです。

海外在住の方は、来日日を決める際ご注意ください。

**入居開始日：２０２５年９月２５日（木）**

※１　入居申請書の入居開始日について

１０月入学の場合、入居申請書の入居開始日には１０月１日と記入してください。ただし、１１月に来日することが確定しているなど、入居予定がすでにわかっている場合は、予定の入居開始日を入力してください。

　　　※２　現在、学生寄宿舎に住んでいて、入居期限が９月１２日までの方が再度新規申請する場合は、入居開始日を９月１３日と記入してください。（一時退居し１０月以降また学生寄宿舎に入居することを希望する場合は１０月１日としてください。）

　　　※３　土日祝日の休日に入居手続きをすることはできません。入国日の関係で入居日が土日祝日になる場合は、直近の平日までに研究室の職員等が代理で鍵を受け取ることで入居ができます。入居できる時間は、原則９時から１７時までです。

　 ８．入居許可の取消し・退居命令

　許可された入居期間の開始日から７日以内に理由なく入居しない場合及び入居許可者

以外の者を宿泊させた場合等、「東北大学ユニバーシティ・ハウス管理運営規程」、「東北大学国際交流会館管理運営規程」及び「大学又は管理室から指示された事項」に従わない、又は違反した者は、入居許可の取消し、又は退居を命ずることがあります。

　　９．その他留意事項

　　　（１）学籍番号や指導教員が未定の場合は、「未定」と記入してください。フリガナが記入できない場合は、空欄にしてください。

　 （２）進学予定のある研究生の方については、現在の研究生の在学期間で申請してください。

　　　　改めて、進学時に入居期間の延長申請を行ってください。

（３）UH青葉山とそれ以外のＵＨ・国際交流会館では入居期間が異なりますので、入居期間

第一希望の学生寄宿舎に入居する場合の希望期間をご記入ください。

１０．夫婦室・家族室への入居希望者については、下記の書類を添付してください。

　　　　　　・申請者との続柄が証明できる書類の写し（結婚証明書、健康保険証など）

　　　　　　 事実婚の場合、結婚証明書に代わる公的な証明書の写しを添付してください。

※　申請時に上記の書類が提出できない方は、申請書に理由書（様式自由）を添付し、

書類は後日提出して下さい。

　(Ｂ)外国人留学生入居者の入居期間延長

１．期間延長申請資格

1. **ＵＨ三条・三条Ⅱ・三条Ⅲ・第一会館・第二会館**

　　　　　２０２５年４月１日以降現在の居室に入居し、２０２５年９月１２日まで許可されている者

　　　　 　＊延長できる期間は、半年間（２０２６年３月１３日（金）まで）です。

　　（２）**ＵＨ青葉山**

①　２０２４年４月１日以降現在の居室に入居し、２０２５年９月１２日まで許可されている者

＊延長できる期間は半年間（２０２６年３月１３日（金）まで）です。

② ２０２４年１０月１日以降現在の居室に入居し、２０２５年９月１２日まで許可されている者

＊延長できる期間は１年間（２０２６年９月１５日（火）まで）です。

③ ２０２５年４月１日以降現在の居室に入居し、２０２５年９月１２日まで許可されている者

＊延長できる期間は１年半（２０２７年３月１５日（月）まで）です。

※　学部研究生として入学し、大学院に進学する方は、在学期間が２年半となりますが、

　　　　　 ＵＨ青葉山の入居期間は２年間となりますので、最後の６か月は民間アパートに入居していただくこととなります。ご了承の上、延長をお申込みください。

1. **ＵＨ長町、東仙台会館**

２０２５年９月１２日まで入居を許可されている者

＊延長できる期間は、１年間（２０２６年９月１５日（火）まで）です。

* + ９月３０日、３月３１日までの入居ではありませんのでご注意ください。学位記授与式への出席または就職先への移動の場合のため末日まで仙台に滞在する場合は、ホテル等に宿泊する必要があります。

２．延長申請

入居期間の延長を希望する者は、【様式0】 入居等申請者一覧（延長者用）を下記まで出してください。

　　　〇提出期限：7月11日（金）

〇Googleフォームリンク：<https://forms.gle/oyp537zy1AUs4zgR9>

〇Eメールアドレス：[sci-sien@grp.tohoku.ac.jp](mailto:sci-sien@grp.tohoku.ac.jp)（理学部・理学研究科教務課学生支援係）

３．選考及び入居許可

選考結果及び入居許可書を８月中旬頃に申請者に通知します。